

全建労発第 6 号

平成 26 年 4 月 8 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 押田 彰

(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法及び留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 18 年 9 月 1 日付け全建労発 81 号で周知依頼をお願いしたところですが、今般、標記に関連する日本工業規格として、平成 26 年 3 月 28 日付けで新たに JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及び JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法）が制定されました。

この度、厚生労働省労働基準局長より石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析について、別添のとおり周知依頼がありました。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より、建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項についても周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して、ご周知いただきますようお願い申し上げます。